

ID: 200

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条文	赤平市介護保険条例 第11条第1項		
例規番号	平成12年条例第26号		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセントの割合をもって計算した金額(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 第1項の規定により計算された延滞金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別な理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第11項の規定による。 (延滞金の割合等の特例) 11 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条文	赤平市介護保険条例 第16条から第19条まで		
例規番号	平成12年条例第26号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第20条の規定による。</p> <p>第20条 前4条の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日